

県南広域振興局長告示第177号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者の指定に係る事業所の名称の変更について次のとおり届出があった。

平成21年11月20日

県南広域振興局長 藤 尾 善 一

児童デイサービス

事業所番号	事業所の名称		事業所の所在地	変更年月日
	変更前	変更後		
0311500318	ひだまり分園	ひだまり水沢	奥州市水沢区字森下88番地	平成21年11月1日